

# お知らせ

区役所 (地域力推進室、区民部、福祉部、保健部)  
〒600-8588 下京区西洞院通塩小路 上る ☎371-7101

## 税

### ◆固定資産税の縦覧について

固定資産税の納税者の方が、所有されている資産と他の資産の価格(評価額)を比較し、確認していただくため、固定資産(土地、家屋)の価格の縦覧を行います。

日時 4月1日～30日(土・日・祝を除く)

午前8時30分～午後5時

場所 資産所在地の区役所・支所の固定資産税担当縦覧できる方と縦覧に必要なもの

・固定資産税の納税者(1月1日時点の所有者): 納税通知書(ない場合は運転免許証や健康保険証など本人確認書類)

・相続人: 戸籍謄本などの確認書類と本人確認書類

・代理人: 委任状と本人確認書類

審査の申出 価格に不服がある場合は、4月1日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの間に、固定資産評価審査委員会に審査の申出ができます。受付窓口は、資産所在地の区役所・支所の固定資産税担当(※)です。

(※) 固定資産税(土地・家屋)にかかる窓口の変更について

5月7日から固定資産税の課税業務を市税事務所(中京区室町通御池南西角)に集約し、一括して取り扱うことから、5月7日以降の窓口は市税事務所の固定資産税担当となります。

☎ 固定資産税課(☎371-7197)

## 福祉・保健

### ◆重度障害者タクシー利用券の継続交付

平成26年度分の京都市重度障害者タクシー利用券の有効期限は3月31日までです。4月以降も引き続き利用される方は、平成27年度分の交付申請の手続きを行ってください。

※5月以降に申請されると交付枚数が減りますのでご注意ください。

申請の受付開始 3月23日(月)から  
必要なもの 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、印鑑(スタンプ印は不可)  
☎・申請先 身体障害・知的障害の方: 支援課支援第2係(☎371-7217)  
精神障害の方: 健康づくり推進課母子・精神保健担当(☎371-7293)

◆母子家庭・父子家庭に自立支援給付金を支給しています

市内在住の母子家庭の母及び父子家庭の父を対象(所得制限あり)に、就業に向けた能力開発を目的として、次の場合に給付金を支給しています。

▶厚生労働大臣指定教育訓練講座を受講した場合  
支給額 受講費の20%(上限10万円、下限4千円)(所得制限あり、雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある場合は対象外)

申請方法 必ず受講開始前に申請してください。

▶看護師(准看護師を含む)、介護福祉士、保育士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、歯科技工士の資格取得のため、2年以上のカリキュラムを修業する場合(ただし、父子家庭の父については平成25年4月以降の入学に限る)

対象期間 修業期間の全期間のうち上限2年(平成23年度以前の入学者は上限なし、平成24年度入学者は上限3年)

支給額 市民税非課税世帯: 月額10万円の給付金と5万円の修了支援給付金

市民税課税世帯: 月額7万5千円の給付金と2万5千円の修了支援給付金(ともに所得制限あり)

申請方法 受講開始後に申請してください。

支給は、申請を受けた日の属する月以降からとなります。※支給中は定期的に在籍証明などの提出が必要です。

☎・申請先 支援課支援第1係(☎371-7218)

◆国民健康保険、後期高齢者医療制度からのお知らせ  
保険料の仮徴収が4月から始まります

平成27年2月に平成26年度分保険料を特別徴収(年金からの引落とし)により納めていただいている方は、原則として、平成27年度分保険料も引き続き特別徴収により納めていただきます。

4月、6月、8月の各月は、平成27年2月と同額を納めていただき(仮徴収)、国保は6月に、後期高齢者医療制度は7月に決定する年間保険料の額から仮徴収額を除いた額を10月、12月、平成28年2月の3回に分割して納めていただくこととなります(本徴収)。

☎ 保険年金課資格担当(☎371-7252)

就職、引っ越しのシーズンです。国民健康保険の届出もお忘れなく

職場の健康保険の被保険者の方とその被扶養者、生活保護を受けている方または後期高齢者医療制度の被保険者以外の方は、国保に加入しなければなりません。次のようなときは、国保の届出が必要です。該当したときから14日以内に保険年金課へ届出をしてください。

① 市外からの転入・市外への転出

② 職場の健康保険や国保組合の加入・脱退  
加入の届出が遅れた場合、保険料はさかのぼって(最長2年)納めていただくこととなりますが、その間の医療費については、届出が遅れたことにつきやむを得ない理由があると認められる場合を除き、全額自己負担となりますのでご注意ください。

☎ 保険年金課資格担当(☎371-7252)

3月は平成26年度分保険料の最後の納付月です

必ず納期内に納付してください

保険料の負担の公平性を保つため、災害その他の特別の事情もなく保険料を滞納している世帯に対しては、財産等について調査し、差押えを行うことがあります。保険料の滞納がある場合は至急納付してください。

保険料を納めることが困難な事情がある場合は、保険年金課までご相談ください。

☎ 保険年金課徴収推進担当(☎371-7253)

◆国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険からのお知らせ

高額医療・高額介護合算療養費支給制度の受付を行っています

お手続きについては、平成26年7月31日時点で加入されていた医療保険・介護保険それぞれに行う必要がありますのでご注意ください。

ただし、後期高齢者医療制度に加入されている方は、保険年金課のみで手続きができます。

※京都市国民健康保険及び後期高齢者医療に加入中で該当する方については、申請用紙をお送りしています。

☎ 国保・後期高齢者医療: 保険年金課保険給付・年金担当(☎371-7254)

(※社会保険等に加入されている方は加入先の医療保険までお願いします)

☎ 介護保険: 福祉介護課介護保険担当(☎371-7228)

### ◆献血

学区	開催日	時間	場所
豊園	4月15日(水)	正午～午後3時	献血ルーム四条
有隣	4月17日(金)	午前10時～午後1時	元有隣小学校

☎ 健康づくり推進課管理担当(☎371-7265)

## 相談

(無料、秘密厳守)

場所 いずれも  
区役所1階相談室

### ◆弁護士による法律相談

日時 毎週水曜日(祝日を除く) 午後1時15分～3時45分

定員 先着7名(正午より区役所1階で整理券配布)

相談時間 1人20分程度

☎ 地域力推進室まちづくり推進担当(☎371-7170)

### ◆行政書士による困りごと相談

日時 4月9日(木) 午後2時～4時

☎ 京都府行政書士会第5支部(☎351-1200)

☎ 地域力推進室総務・防災担当(☎371-7163)

### ◆司法書士による登記・法律相談

日時 4月3日(金) 午後1時15分～3時45分

定員 先着8名(予約可、予約は京都司法書士会まで)

☎ 京都司法書士会(☎255-2566)

☎ 地域力推進室総務・防災担当(☎371-7163)

### ◆行政相談委員による行政相談

日時 3月23日(月) 午後1時30分～3時

☎ 総務省京都行政評価事務所(☎802-1140)

☎ 地域力推進室まちづくり推進担当(☎371-7170)

## イベント・講座

### 梅小路公園

〒600-8835 下京区観音寺町56-3 ☎352-2500

※〈費用は①200円、②～⑤は無料、申込みはいずれも不要〉

### ◆①自然観察会～春の林の植物観察～

日時 4月18日(土)午後1時30分～3時

集合場所 梅小路公園 緑の館1階イベント室

### ◆②ウォーキング教室

～体力・ウォーキング力アップ～

日時 3月24日(火)、4月14日(火)

午前9時30分～(午前9時受付)

集合場所 梅小路公園 野外ステージ

### ◆③ミニプレイパーク

～自然素材を使ってものづくり～

日時 4月10日(金)午前10時～11時30分

4月14日(火)午後2時30分～4時

場所 梅小路公園 すざくゆめ広場

### ◆④プレイパーク～みんなと一緒に遊ぼう～

日時 3月28日(土)、4月11日(土)

午前10時～午後3時

場所 梅小路公園 すざくゆめ広場、芝生広場

### ◆⑤緑の相談～専門家がお答えします～

草花や樹木の育て方など、「緑」についての様々な疑問に専門家がお答えします。

日時 毎週水曜日・土曜日

午前10時～正午、午後1時～4時

場所 梅小路公園 緑の館2階

### 下京図書館

〒600-8449 下京区新町通松原下 ☎351-8196

※〈いずれも費用は無料、申込み不要〉

### ◆お楽しみ会

日時 3月21日(土・祝)、3月28日(土)午前11時～

内容 「絵本がつなぐ親子の絆」

### ◆「子ども読書の日記念事業」行事

日時 ①4月12日(日)午後3時～

②4月13日(月)午前11時～

内容 ①「さかなのお話」(京都水族館館長)

②絵本の読み聞かせ(崇仁保育所先生)

### ◆テーマ別図書の展示と貸出し

3月 「年代別絵本」「本のもり」

4月 「スタート」「文房具」

### ◆特別展示(エレベーター前ホール)

3月 「年代別絵本展」

4月 「さくら」

市政情報総合案内コールセンター

京都いつでもコール

午前8時～午後9時

市への問い合わせに年中無休でお答えします。

☎661-3755 FAX 661-5855 ※おかけ間違いにご注意ください。

電子メール パソコン <http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000012821.html>  
(右記のホームページから) 携帯電話 <http://www.city.kyoto.jp/koho/m/cc/>

絆・魅力・伝統を未来に  
つなぐまち 下京

下京区役所ホームページ <http://www.city.kyoto.lg.jp/shimogyo/>